

別表 補助対象経費及び補助率

補助対象となる受益地※において下記1又は2の用途に専ら使用する経費（資材費）とする。

補助対象経費	補助率 (上限額※あり)
1 対象鳥獣による農業被害対策用電気柵の新設・更新に係る経費 ※電源装置一式を併せて購入するものに限る。 ※過去に本事業で整備した受益地については、前回申請から耐用年数以上を経過したものに限り、電気柵の更新を行うことができる。 ※トリップラインの追加整備は新設扱いとする。	80/100
2 その他対象鳥獣による農業被害対策に係る経費 ※忌避剤、忌避装置、電気柵以外の侵入防止柵 等。	50/100

※補助対象となる受益地

- ・市内にある申請者の所有地又は借用地であり、現に耕作されている土地又は当該年度中に耕作される予定の土地とする。
- ・ただし、当該地以外を受益地を含めることで費用対効果の向上が見込まれる場合等については、この限りではない。

※補助対象経費下限額（1申請あたり）

- ・資材費の合計が1万円以上（税抜）のものに限る。

※補助上限額（1申請あたり）

- ・30万円とする。ただし、事業対象面積が5haを超える場合は、50万円とする。